



くらし・家庭



知る 聞く Room

...40...

高齢者の親族も使用可能

司法書士
大久保啓介さん



代理人カードとは

た。詳しく教えてください。

A 預金者(高齢者)が、事前に代理人を指名することで、自分が銀行窓口やATMでの手続き

Q 代理人が、本人に代わる銀行カードを持てる制度があると聞きました。

が発行されます。クレジット機能はつきません。2人で一つの口座を共有でき、ATMから入金ができるため、離れて暮らす家族の場合などにも便利です。

Q 代理人になれるの

はどんな人ですか。A 代理人になれる条件は金融機関によって異なります。例えば、2親等内の親族(親、子、配偶者、兄弟姉妹など)に限定する、あるいは同居する親族に限定するなどさまざまです。各金

金融機関が発行する代理人カードの申込書。区分の「代理人」の欄にチェックをします



融機関のホームページなどでご確認ください。Q 手続きはどうすればよいですか。

A 具体的な必要書類や手続きの方法は各金融機関により異なりますが、基本的には口座を持っている本人が、金融機関の窓口で申し込みをします。

その際、本人や代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、キャッシュカード、通帳、届出印などが必要で、発行には手数料がかかる場合があります。後日、本人あてに代理人カードが郵送されます。代理人カードに生体認証登録をする場合は、本人と代理人が金融機関の窓口で手続きをします。

Q 気をつけることは

あります。A 代理人が代理人カードを使用して引き出した金銭の使い道をめぐって、親族で争いになるケースもあるようです。代理人カードは、あくまで出入金など銀行の手続きを本人に代わってできるにすぎず、そのお金を使える権限を代理人に与えたことには当然なりません。しかし、金融機関はそういったトラブルに関知しませんし、責任もありませんから、こまめに通帳記帳をしておくことが大事です。万一、代理人が不必要な引き出しをしているような場合は、代理人カードを使えなくする手続きをしましょう。

(第1土曜掲載)